

第三十四回国会 衆議院 法務委員會議録 第十六号

昭和三十一年四月一日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 鍛冶 良作君 理事 小島 徹三君

理事 小林 銚君 理事 田中伊三三君

理事 福井 盛太郎君 理事 田中幾三郎君

大坪 保雄君 高橋 誠一君

中村 梅吉君 南條 徳男君

馬場 元治君 井伊 誠一君

八木 昇君 大野 幸一君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君

國務大臣 石原幹市郎君

出席府政委員

(警視廳長) 江口 俊男君

(大官房司法) 津田 實君

(法制調査部長) 竹内 壽平君

(刑事局長) 高橋 勝好君

(検事局長) 高橋 勝好君

(刑事局参事官) 長井 澄君

(判事局長) 長井 澄君

(最高裁判所事務総局長) 長井 澄君

(事務局長) 長井 澄君

専門員 小木 貞一君

三月三十日

委員井伊誠一君辞任につき、その補

欠として岡良一君が議長の指名で委

員に選任された。

四月一日

委員濱田正信君、岡良一君、上林興

第一類第三号

法務委員會議録第十六号 昭和三十一年四月一日

市郎君及び中崎敏君辞任につき、そ

の補欠として大坪保雄君、井伊誠一

君、八木昇君及び大野幸一君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員大坪保雄君及び八木昇君辞任に

つき、その補欠として濱田正信君及

び上林興市郎君が議長の指名で委員

に選任された。

三月三十日

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二号)(予)

同月三十一日

裁判官の災害補償に關する法律案

(内閣提出第一二四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二号)(予)

法務行政及び檢察行政に關する件

〇瀬戸山委員長 これより會議を開き

ます。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關

する法律の一部を改正する法律案を議

題といたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域

に關する法律の一部を改正する

法律案

下級裁判所の設立及び管轄区

域に關する法律の一部を改正

する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に

關する法律(昭和二十二年法律第六

十三号)の一部を次のように改正す

る。

別表第四表名称の欄中「古市簡易

裁判所」を「羽曳野簡易裁判所」に、

「上下簡易裁判所」を「府中簡易裁判

所」に改め、同表所在地の欄中「長

野畠埴科郡屋代町」を「更埴市」に、

「大阪府南河内郡南大阪町」を「羽

曳野市」に、「広島県甲奴郡上下町」を

「広島県府中市」に、「鳥取県日野郡

黒坂町」を「鳥取県日野郡日野町」

に、「青森県下北郡田名部町」を「大

湊田名部市」に改める。

別表第五表藤沢簡易裁判所の管轄

区域の欄中「茅ヶ崎市」を「茅ヶ崎

市 大和市」に改め、「大和市」を削

り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域

の欄中「与野市」を「与野市 蔵市」

に改め、「蔵市」を削り、同表大宮簡

易裁判所の管轄区域の欄中「北本宿

村」を「北本町」に改め、同表熊谷

簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代

田村」を削り、同表小笠原簡易裁判

所の管轄区域の欄中「源村」を削り、

「若草村」を「若草町」に改め、同表

長野簡易裁判所の管轄区域の欄中

「須坂市」を「須坂市 篠ノ井市

更埴市大字稲荷山、桑原、野高場及

び八幡」に改め、「稲荷山町 八幡村

塩崎村」及び「篠ノ井町」を削り、

同表屋代簡易裁判所管轄区域の欄中

「埴科郡の内」を「更埴市(大字稲荷山、桑原、野高場及び八幡を除く)」

に改め、「屋代町」及び「埴生町」を

削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄

区域の欄中「本牧町 布施村 春日

村 協和村」を「望月町」に、同表

松本簡易裁判所の管轄区域の欄中

「松本市」を「松本市 塩尻市」に改

め、同表新島簡易裁判所の管轄区域

の欄中「内野町」を削り、同表新律

簡易裁判所の管轄区域の欄中「五泉

市」を「五泉市 白根市」に改め、

「白根町」を削り、同表巻簡易裁判所

の管轄区域の欄中「和納村」同表高

田簡易裁判所の管轄区域の欄中「高

士村」及び同表堺簡易裁判所の管轄

区域の欄中「泉ヶ丘町」を削り、同

表古市簡易裁判所の項を次のように

改める。

羽 曳 野

大阪府の内

羽曳野市 松原市 柏原市

南河内郡の内

美陵町

同表京都簡易裁判所の管轄区域の

欄中「南区」を「南区(久世川原町、

久世上久世町、久世高田町、久世中

久町、久世殿城町、久世大蔵町、久

世築山町、久世大築町及び久世東土

川町を除く)に、同表右京簡易裁判

所の管轄区域の欄中「右京区」を

「右京区(大原野北春日町、大原野

同表京都簡易裁判所の管轄区域の

欄中「南区」を「南区(久世川原町、

久世上久世町、久世高田町、久世中

久町、久世殿城町、久世大蔵町、久

世築山町、久世大築町及び久世東土

川町を除く)に、同表右京簡易裁判

所の管轄区域の欄中「右京区」を

「右京区(大原野北春日町、大原野

同表京都簡易裁判所の管轄区域の

欄中「南区」を「南区(久世川原町、

久世上久世町、久世高田町、久世中

京都府の内
京都市の内
南区久世川原町、久世上久世町、久世高田町、
久世中久町、久世殿城町、久世大蔵町、久世
築山町、久世大築町及び久世東土川町 右京区
大原野北春日町、大原野南春日町、大原野上
里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野石見町、
大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽

町、大原野小塩町、大原野外畑町及び大原野出
灰町
乙訓郡

同表亀岡簡易裁判所の管轄区域の
欄中「南桑田部」及び同表桜井簡易
裁判所の管轄区域の欄中「初瀬町」
を削り、同表五条簡易裁判所の管轄
区域の欄中「白銀村 賀名生村 宗

海 南 和歌山県の内
海南市 海草郡

同表すさみ簡易裁判所の管轄区域
の欄中「江住村」、同表新宮簡易裁判
所の管轄区域の欄中「下里町 太田
村」、同表松阪簡易裁判所の管轄区
域の欄中「西外城田村」、同表大台
簡易裁判所の管轄区域の欄中「大杉
谷村」、同表福井簡易裁判所の管轄
区域の欄中「田見村」、同表武生簡易
裁判所の管轄区域の欄中「白山村」、
同表富山簡易裁判所の管轄区域の欄
中「池多村」、同表安芸西条簡易裁判
所の管轄区域の欄中「寺西町」並び
に同表福山簡易裁判所の管轄区域の
欄中「府中市」及び「蘆品郡」を削
り、同表上下簡易裁判所の名称の欄
中「上 下」を「府 中」に改
め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中
「甲奴郡」を「府中市 蘆品郡 甲奴
郡」に、同表本郷簡易裁判所の管轄
区域の欄中「美川村」を「美川町」
に改め、同表尾島簡易裁判所の管轄
区域の欄中「尾島郡の内」を削り、同
表若松簡易裁判所の管轄区域の欄中
「丹比村 八頭村」を「八束村」に改
め、同表八橋簡易裁判所の管轄区域
の欄中「由良町」を削り、同表黒坂
簡易裁判所の項を次のように改め
る。

黒 坂 鳥取県の内
日野町 日南町

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の
欄中「村松村 長浦村」を「琴海村」
に、同表大村簡易裁判所の管轄区域
の欄中「彼杵町 千綿村」を「東彼
杵町」に、同表天草簡易裁判所の
管轄区域の欄中「龍ヶ岳村」を「龍
ヶ岳町」に、同表屋久島簡易裁判所

の管轄区域の欄中「下屋久村」を
「屋久町」に、同表加治木簡易裁
判所の管轄区域の欄中「溝辺村」
を「溝辺町」に、同表川内簡易裁判
所の管轄区域の欄中「高城村」を
「高城町」に、同表志津川簡易裁判
所の管轄区域の欄中「歌津村」を

「歌津町」に、同表村山簡易裁判所
の管轄区域の欄中「東根市」を「東
根市 尾花沢市」に、同表田名部簡
易裁判所の管轄区域の欄中「下北郡」
を「大湊山名部市 下北郡」に、同
表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中
「南部村」を「南部町」に、同表吉
小牧簡易裁判所の管轄区域の欄中
「厚真村」を「厚真町」に改め、同表
根室簡易裁判所の管轄区域の欄中
「花咲郡」を削り、同表綾南簡易裁判
所の管轄区域の欄中「岡田村 久万
玉村」を「綾歌町」に改め、同表徳島
簡易裁判所の管轄区域の欄中「板東
町」を削り、「秋月を除く」を「秋
月を除く」大塚町大字板東、萩原、
津越、川崎、檜及び三俣」に改め、
同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄
中「堀江町 松茂村」を「松茂村
大塚町（大字板東、萩原、津越、川
崎、檜及び三俣を除く）」に改め、同
表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中
「土佐市」を「土佐市 南国市」に
改め、「後免町 野田村 岡豊村
香長村」を削り、同表赤岡簡易裁判
所の管轄区域の欄中「岩村」を削り、
同表安芸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「安芸市」を「安芸市 室戸市」
に改め、同表新居浜簡易裁判所の管
轄区域の欄中「新居郡」を削り、同
表野村簡易裁判所の管轄区域の欄中
「黒瀬川村」を「城川町」に改める。

- 附 則
- 1 この法律は、昭和三十一年六月
一日から施行する。
 - 2 この法律の施行前に従前の管轄
裁判所で受理した事件は、その裁
判所で完結する。

理 由

土地の状況、市町村の設置分合等
により、簡易裁判所の名称、所在地
及び管轄区域を変更する等の必要が
ある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

○瀬戸山委員長 まず国務大臣から提
案理由の説明を聴取することとしたし
ます。井野法務大臣。

○井野国務大臣 下級裁判所の設立及
び管轄区域に関する法律の一部を改正
する法律案につきまして、その趣旨を
説明いたします。

この法律案は、土地の状況、市町村
の設置分合等により、簡易裁判所の名
称、所在地及び管轄区域を変更する
等下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律に所要の改正を行なうとす
るものであります。以下簡単に今回の
改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称及び所在
地の変更であります。すなわち、大阪地
方裁判所管内古市簡易裁判所の所在地
である大阪府南河内郡南大阪町につい
て、同町を南大阪市とする処分及び南大
阪市の名称を羽曳野市に変更する処分
が行なわれたのに伴い、同簡易裁判所の
名称を羽曳野簡易裁判所に改め、また、
土地の状況等にかんがみ、広島地方裁判
所管内上下簡易裁判所の所在地を広島
県甲奴郡上下町から同県府中市に変更
するとともに、その名称を府中簡易裁
判所に改めようとするものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変
更であります。すなわち、土地の状
況、交通の利便等にかんがみ、京都簡
易裁判所の管轄に属する京都市南区久

世川原町ほか八カ町の区域を向日町簡
易裁判所の管轄区域とするほか、五簡
易裁判所の管轄区域を変更しようとし
るものであります。

第三は、市町村の設置分合、名称変
更に伴い、別表第四表及び第五表に
ついて当然必要とされる整理を行な
うとするものであります。

以上が、下級裁判所の設立及び管轄
区域に関する法律の一部を改正する法
律案の趣旨であります。何とぞ慎重御
審議の上、すみやかに御可決下さいま
すようお願いいたします。

○瀬戸山委員長 本案に対する質疑
は、次会に譲ります。

○瀬戸山委員長 次に、法務行政及び
檢察行政に関する件について調査を進
めます。

御参考までに申し上げておきます
が、この件について法務省側から井野
法務大臣、竹内刑事局長、それから警
察庁江口警備局長が出席されておりま
すが、石原国家公安委員長は間もなく
出席される予定であります。

質疑の通告がありますので、これを
許します。大坪保雄君。

○大坪委員 私は、去る三月二十八日
の早朝に、三井炭鉱三池炭鉱の各炭
鉱、特に三川炭鉱において、先般三井
炭鉱労働組合を脱退して新たな組合
をこしらえた新組合と旧組合、こ
の両組合の組合員の衝突を中心として
起こりました騒動事件、暴行傷害の事
件及びこれに引き続いて、その翌日起
こりました殺人事件等に関連し、また
一般争議行為の正当性というような事
柄に関連して、法務御当局及び警察の

担当大臣以下の御当局にお尋ねしてみたいと思ふのであります。

それは、二十八日、九日の不祥事の後に、労働大臣の勧告等もございまして、三十日にはいわゆる休戦状態がとられた。昨日の三十一日も、第二組合の生産再開のための就労というところは一時取りやめになったのでありますから、現地はいささか平静に帰したのではないかと思ひますけれども、しかしながら、新聞、ラジオ等の伝えるところによりますと、なお相変わらず両組合の組合員の対立がある。しかもその対峙の状況は、あるいは青竹、こん棒を持ってなされておる。また組合員同士、あるいは組合員の家族同士の間にもいろいろいざこざがあり、人権じゅうりん等の事柄もまだ絶えていないというところが伝えられてゐる。しかるに一方第二組合及び会社側の意図は、きょう四月一日からいよいよ生産再開をやるというのを言っておるのであります。これに対しては相変わらず実力をもって阻止するということを第一組合の方では申しておるようなことではございませうから、なお現場における不安、社会不安というものは、去つていないということがおそれられるのであります。従ひまして、今回の問題の内容についてもそうでございますが、これを取り巻いての社会不安、特に警察、警察に関する事柄について、両大臣の御所見を承りたいし、両御当局の御措置の表情も承つてみたい、かように考えるわけでございませう。

そこで、大牟田は無法の町、法律のない町だということを前々からいわれて、人権擁護調査会あたりからも調査がなされたというのを伺つておるので

ありますが、今申し上げましたように、なお市民の中には非常に不安がある。特に第二組合の組合員並びに家族の中には生活上の不安がきわめて多い。第一組合あるいはこの応援に来たオルグ団というものの暴行脅迫は、時と所を問わずに行なわれておる状況であるというようなことが新聞紙等に伝えられておる。のみならず、いよいよ第二組合員が就労するということになれば、あとに残した家族が非常に不安であるから、家族の緊急避難をやる、あるいは移転をやるというようなこともずいぶん行なわれておるということが伝えられておるのであります。その現状について大牟田市内は新旧両組合員の対立によつて非常に不安があるということが現場から伝えられておるし、私どももそれを想像するのであるが、警察の御当局からごらんになった現状はどうであるか。そして、こういう不安な状態を残すということとは、これは法治国家、特に今日の程度に進んできたわれわれはわが国の文明を誇る者として非常に恥すべきことだと思ふのであります。これが平静に帰して、もう今後はこの数日続けられ、特に二十八日、二十九日に行なわれたような不安な事態は起こらない、それは十分に防止できる、かように、確信と申しましようか、自信をお持ちになられる方策があるのか。この点をまずもって石原大臣にお伺ひしてみたいと思ひます。

○石原国務大臣　まず私から大体のことを申し上げまして、足らざるところは警備局長からいろいろ補足してもらいたいと思ひます。御案内のように、先月二十七日の夜くらいかと思ひます。三川鉱あるいは四山鉱を中心にいろいろの問題が起きたわけであります。さらにそれ以前から、引き続いて第一組合、第二組合の対立等から、大牟田あるいは荒尾、あの付近にかけまして非常な社会不安を生じておりますことは御指摘の通りでございます。そこで、警察当局といたしまして、まずあの地帯の暴力的要素の排除、一掃をしなければならぬ、いわゆる暴力団の排除というやうなことにつきまして、九州全管区を通じて警戒をし、そういう動きのないように措置をとつておるわけであります。さらに、いづれを問わず、こん棒のようなものを持つて、ビケを張るにしまして何をやるにしても、そういうものを持つていろいろ行動しているというところは、これはやはりいろいろな不安を生ずるものとなります。こん棒等の携行をしないやうにということとを昨日警察庁の方から現地の警察を通じて警告をすつとしておるやうな状態でありまして、なおさらに、いわゆる第一組合に対しまして仮処分が出ておるのであります。ビケといへども暴力を伴うやうなことは絶対してはならないやうな警告も発していきたいと思ひます。警察の動員については、現在大牟田を中心にさらに少しは増強したと思ひますが、大体二千二百名の警察官を動員しております。荒尾には八百名くらいの動員をしておるのであります。さらに九州各県から、事態に応じては直ちに応援を得られるやうに、約二千名くらいの応援態勢は確立できるようにいたしております。それから四山鉱で問題を起こしましたいわゆる山代組一派につきましては、四十八名に對しまして逮捕令状の発行を求めまして、それに

基づいて逮捕なり捜索をやつておるわけでございます。

こういう状態で、将来こういう暴力のやうなことはなきことを保せるかどうかという御質問であります。それはここでちょっとどういふふうか動いていくか、今後の見通しははっきりいたしませんので、そこを責任を持って保せるかどうかということは、これは言い切れないのでございます。いろいろ警告を発したり暴力の一掃に努めまして、いかなる場合にもこういう大騒動の起きないやうに万全の措置をとるだけのものはとつていく。こういう建前でやつております。

○大坪委員　ただいま大臣から暴力団の排除に努めておるとのこと、それからこん棒等凶器になるおそれのあるものを携行しないやうに警告を発しておるとのこと、しかしながらそれでは完全に治安が保てるかどうかについては自信がない、こういうお話のようしておきたいと思ひますが、今大臣のお話になりました暴力団というのは何をさしておるのかということではございます。これは労働争議が起りますと、よく組合は、特にいわゆる上部団体のある全国的組織を持つておる組合は、上部団体がオルグというものを派遣する。これは労働争議でありますから、争議の戦術、争議の進め方あるいは団体交渉の進め方等についていろいろ方法その他、教えたり、指導したりすることのためにオルグが行くということ、あるいは指導員が行くということ、これはあり得ることであるし、あつていいし、当然のことであると思ひます。ところが、今日総評あたりが

やつております、最近は今全労も出すというのを新聞が伝えておりますが、争議が起りますと、多数のオルグ団と称するものを出す、これが争議の現場を非常に刺激しておる。これが暴行事件のものをなしておるのではないのか。そのオルグ団は、たとえば今回の三池の場合であります、炭労の系統の各社の山から数十人、数百人がよりすぐつて出される、あるいは総評も日教組とか、場合によれば全学連はどうでございませうか、日教組とか国鉄労組というやうなものからも精鋭をすくつておる。これが何百人、何千人といふのです。これは今日警察当局でお調べになつておるかどうかはわかりませんが、私どもの聞いたところでは、七千人くらい今応援隊が行つておるであらうと伝えられております。これは一体何のためのものであるか、私はこれはもう職業化したオルグの名による暴力団だと言つて差しつかえないと思ふ。これが現実、三池の場合もそうでありませうけれども、王子製紙、苦小牧の争議の場合もそうであつたし、昨年各地で行なわれた中小企業の争議の暴力化した事件についてもみなそうである。このオルグ団と称するものはオルグという名の暴力団にすぎない。これが争議を激発し、暴行事件等を起こしておると思ひます。もちろん争議に關係のない、いわゆる町の暴力団というやうなものが争議に介入してくるといふことも、私は、けしからぬ、これはもう当然排除さるべきだと思ふのであります。しかし、今申し上げましたやうに、ちょっと重要と認められるやうな争議については、必ず上部団体等から多数の、数百、数千のオルグ団と

称するものを現地に差し向ける、これがビケの先頭に立つ、あるいはデモの先頭に立つ、これが結局は暴行事件を起こしている、その誘発の原因はここにある、ないしは当事者はこれでないかというように私は思うのであります、先刻石原國務大臣の言われました暴力団とは一体何をさしているのか、これをまず伺いたいと思います。

○石原國務大臣 私先ほどいわれる暴力団と申し上げましたのは、暴力行為を行なうようなものが多数ある、俗に言う何々組とか何々一家というような意味——私が先ほど申し上げた暴力団というのは、そういう意味で言うたのであります。しかし、今大坪委員が言われましたいわゆるオルグというか、応援団というか、こういうものの派遣がさらに事態を——そういういろいろ紛糾せしめていくということは、今までの各種の争議行為等から見まして当然そういうことが考えられるのであります。今回につきましても、応援団なりいわゆるオルグというものを、排除といいますが、差し控えるべきであるということは、警察当局からも、労使といいますが、使の方にはあまり関係ないかもしれないませんが、それぞれの向きにそういう注意はもちろんいたしております。

○大坪委員 先刻大臣が暴力団の排除に努めておると仰せられた。そしてその暴力団とはいわゆる町の暴力団である、こう仰せられた。しかしながら、私が今申し上げましたようなオルグ団のごときも、暴力行為をなすおそれがあるであろうということは察せられておるような御答弁のように私は承りました。しからば今申し上げたように、数百、数千、千人も二千人も一つの組合に上部団体から出しているというようなオルグ団というものが、現実にはいわゆる暴力行為になる争議行為の指導をしておるのですから、これも暴力団に類するものと認むべきだと思ふのであるが、その方の排除については何らの御措置をおとりになっておらぬようにうかがわれる。そうしますと、警告ぐらいなされたかもしません、これが片手落ちではないかという感じがする。問題は、今後少し引き続いてお尋ねしたいと思ふのでありますけれども、現実には労働争議の当事者であるその従業員の組合以外の応援団が非常に多数であり、そうしてそれらの指導によって、あるいはビケが張られ、そのビケも——これはあとで一つ御見解を伺いたいと思ふのであります、ビケと名のつく、あるいはビケと名をつけた暴力行為であると思われるものが多く私とも思ふのであります、そういうものの指導をしているというのですから、これは町を平静にめには、やはり公平な措置をおとりいただくかぬといかぬのではないかと私は思ふ。そのためには、いわゆる暴力団に限らず、暴力団と認めらるべきものが他にもあるならば、これに對しても、これを排除するという御措置をやはりおとり願うべきであると思ふのであります、その辺についてのお考えを一つ伺いたい。

○石原國務大臣 暴力を一掃すべきであるということは、今回の争議の発生しましたときから警察当局としてはその建前をとっておるのであります。労働の問題には介入すべきでないのはもちろんであります、いわゆる暴力行為等が起きました事犯については、徹底的にこれを追及し取り締まっていこうという建前をとっていることは申すまでもないことであります。ただいまもちよと触れたのでございます、それが、応援団等の派遣によりましてそういういわゆるビケが暴力化する、こういうことについては、今回は特に仮処分の排除といひます、そういうことば、警告といひます、連絡をとっているような次第であります。

○大坪委員 あまりここで追及しても仕方がないと思ひますが、私が今申し上げたように、今後政府においても十分御検討願ひにやならぬと思ひます。これは、争議の場合に必ず直ちに相当多数の、数百人、数千人のいわゆるオルグと称する専門争議屋を送つて、そうして争議を激化させておる、やむを得ず自衛措置として、特に中小企業のごとき力のない企業者は、町の暴力団を雇つて對抗せざるを得ない、こういう事態になる。そういう実例がまた少なくない。中小企業者といへども、そういう人もございましょう。親分子分の関係で、親方子方の気持でやっていると、けしからぬ、暴力団でも雇つて一つ痛い目を見せてやろう、きわめて古い考え方の場合かも知れませんが、そういう違法なことが絶無だとは私は申しませんけれども、昨年東京の各地で起こつた中小企業の実情を見ますと、争議団の中に來ている多数のオルグと総評の応援団が暴行、脅迫その他のことをやつて、身を守るためにやむを得ず他の暴力団を雇つてくるという

実情が多かつたとは私は思うのであります。でありますから、今後の、これは労働行政の面にもなると思ふのでありますけれども、多数の応援団を争議ごとに送り込んで争議を激化させるといふ事態に對しては、やはり特別の措置、方策を政府においても御検討願ひなければならぬと思ふのであります。今日ここではその点についてはさう多く触れないことにいたします。ただ、今長官もお話しになりましたように、警察が争議に介入しない、これはもう当然です。争議の中に警察が立ち入つて、問題の解決とかあるいは争議行為のやり方等についてあれこれ介入するということは、これはもう厳に慎むべきことである。ところが最近の労働争議、特に暴力化した事件についての警察の措置というものを見ておりますと、何かしら労働争議というものの對して警察は手を触れない、こういう非常に消極的な氣持があるのじゃないか、何かそういう方針でもとつておいでになるのではないかとと思はれるほど、きわめて消極的な態度が見受けられるのであります。日本の今の労働組合法は、労働者、労働組合に對して非常に手厚い法の規定を設けておりますけれども、しかしながら暴力の行使は絶対にいかぬということ

を明らかに書いています。争議行為の中に介入するといふこと警察は当然厳に慎むべきであるが、争議行為にかつていわゆる町の暴力がたが行なわれておる。そういうものに対しては、警察本来の立場に立つて厳に処置するといふことがなければならぬと私は思ふ。今日労働争議が、非常に類例的な

いほど、珍しいほど変態に日本の労働争議がなつてきたといふことの一個の原因としては、私はやはり警察当局も今までのやり方において責任を分担してはならぬかならぬ面があるのではないかとさへ思ふのであります。たとえばビケについてであります。これは本来の意味は、私どもの了解するところでは、私は先ほどエンサイクロペディアを引いてみた、それにもちゃんと書いてある。これはスキップを防止するための労働争議に伴う一つの争議行為の方法でございます。ところが、これは原則として一人ないし少数の者が、ストライキが行なわれているといふことを組合員あるいは組合員以外の者に知らしめるためのものであるといふことである。これを今日日本の労働争議、特に三池の今度の場合もそうありますが、使われたビケと称せられるところのものは、これはいわゆるビケではない。これは鉄さくであつたり、バリケードであつたり、あるいはへいであつたりするような壁をなしているのではない。従つたとえ鉄さくであつたりバリケードであればよくて通るということがきわめて案にできるものでありますけれども、このビケと稱する人間の壁、人間のへいというものは、移動もするし、ときどきは積極的の効力を持つてくるというやうなことのために、今度の三池の三川鉱山で二十八日の朝起こつた暴行事件といふものは、これは明らかにビケの範疇を越えた暴力だであるのであります。

そこで私は、まず警察御当局として、こういういわゆるビケ・ラインと

いほど、珍しいほど変態に日本の労働争議がなつてきたといふことの一個の原因としては、私はやはり警察当局も今までのやり方において責任を分担してはならぬかならぬ面があるのではないかとさへ思ふのであります。たとえばビケについてであります。これは本来の意味は、私どもの了解するところでは、私は先ほどエンサイクロペディアを引いてみた、それにもちゃんと書いてある。これはスキップを防止するための労働争議に伴う一つの争議行為の方法でございます。ところが、これは原則として一人ないし少数の者が、ストライキが行なわれているといふことを組合員あるいは組合員以外の者に知らしめるためのものであるといふことである。これを今日日本の労働争議、特に三池の今度の場合もそうありますが、使われたビケと称せられるところのものは、これはいわゆるビケではない。これは鉄さくであつたり、バリケードであつたり、あるいはへいであつたりするような壁をなしているのではない。従つたとえ鉄さくであつたりバリケードであればよくて通るということがきわめて案にできるものでありますけれども、このビケと稱する人間の壁、人間のへいというものは、移動もするし、ときどきは積極的の効力を持つてくるというやうなことのために、今度の三池の三川鉱山で二十八日の朝起こつた暴行事件といふものは、これは明らかにビケの範疇を越えた暴力だであるのであります。

いうものに対してどう御見解をお持ちになつてゐるのであるか、ビケと称する組合員の集団であれば、警察はこれには手を触れない、こういう御見解であるのか、その点をちよつとお伺いしたいと思います。

○江口政府委員 ビケの限界につきましては、私たちのみならず、法務省もおいでになります。労働省自体の見解におきましても、説得の範囲を越えてビケと称していただいまお話しのような趣旨に出ることは、いわゆる正当なビケじゃない、こういう解釈をとつております。ただビケと申しまして、暴力にわたることはもちろん論外でございますけれども、暴力にわたらない範囲であつても、相手によって合法性の限界に多少のニュアンスがあるというものは、従来の判例にもあるやに聞いております。

○大坪委員 今の最後の点を私十分了解しかねますが、判例にあるのはどういふ点でございますか。

○江口政府委員 刑事局長から詳しく御説明申し上げます。

○竹内政府委員 ただいま警備局長からお話しの点でございますが、昭和三十三年五月二十八日羽幌炭鉱事件につきまして最高裁から判例が出ております。その判例によりまして、「暴行脅迫はもちろんその他使用者側の意思を不法に抑圧し、その財産に対する支配を阻止するような行為をすることは許されない。されば、労働争議に際し、使用者側の遂行しようとする業務行為を阻止するためとられた労働者側の威力行使の手段が諸般の事情から見て正当な範囲を逸脱したものと認められる場合には刑法上の威力業務妨害罪が成立

する」というように判示をいたしておるのでございます。

○大坪委員 ただいまの判例を伺つて、私はまことにさもありなんと、最高裁の良識に敬意を表する気持ちがいたします。そういったしますと、それが三十三年五月の判例としてすでに出ておるといふことであれば、今度の三池炭鉱の、各炭鉱そうでありまして、第二組合員が生産再開をするために、会社と団体交渉の結果就労に向かう。ただ状況は、第一組合員がこれを阻止するといふことを言明しておるし、また事実阻止するためにいわゆるビケと称する集団をなして、かつこれには、これは新聞等もはつきり伝えておりますけれども、青竹やこん棒を用意しておるといふようなことを聞いており、集団行進をしておる。しかもそのやり方も何か戦略戦術を使つて、第一班、第二班、第三班というやうなものをこしらえて、第一組合員の目をごまかしながら、そのすきをねらつて入構するといふやうなやり方までしてやつておつたやうであります。しかしながら、はしなくも構内に入った第二組合員と待ちかまえておつたあるいは追尾してきた第一組合員との間に乱闘が起こつたのであります。こん棒や青竹を持って、あるいはその他の凶器になるものを持つて多数の者がビケと称してすわり込んで、会社の行なう生産作業を阻止するといふことを明らかに目的としてすわり込んでおるといふやうな状態のものであれば、これは明らかに集団による業務妨害になるわけでありまして、その状況は、そういう判例があればなおのこと警察としても事態を察知

して予防対策が講ぜらるべきであつた。またそういう準備さなされておれば、そのときあれほど大きな問題にならないうちに検挙といふやうなことも行なわれ得た。それがすなわち両当事者の威勢をくじいて事態の混乱をとどめ得ることになったのではないかと、思ふのであります。その辺について、二十八日朝の三池炭鉱の入構と入構阻止の乱闘について、警察は、これは業務妨害であるのだ、そのおそれがあるのだといふ気持をもつて対処されたのであるかどうか、これが一点。

時間を節約する意味において続けて申しますが、それから今申しましたやうに第一組合員は青竹やこん棒を持つてゐる。それを聞いて、第二組合員もこれを用意しなかつたといふやうなことが伝えられておる。そういう事態であつたとすれば、そうして三池炭鉱は前々からこの争議発生以来たびたび繰り返されておる「灯をともし会」といふやうな市民の会との間の乱闘事件もありませんが、少なくとも三月十七日に第二組合員ができた後の第二組合と第一組合との間のいざごさといふものは、連日のごとく続いておるわけでありまして、ああいふ事態で労働組合が衝突すれば、相当大きな暴行傷害事件も発生するであらうといふことは、十分察知されたと思ふのであるが、その場合にはそれらの青竹やこん棒といふやうなものは、何と申しますか、廃棄せしめる、あるいはしばらく預かるとか、そういう処置はできなかったものかどううか。今後の問題にもなりますから、そういう二つの勢力が対立をしたといふやうな場合には、凶器となるおそれのある青竹やこん棒のやうなものは、

昔のいわゆる鎮置、これを廃棄させるとか、取り上げて預かるとかいうやうなことはできないものであるかどうか。今後はそういう事態に対して警察御当局としては、要するに予防警察の措置としてやる御意思が御ありになるのかどうか、その辺のことを一つ伺いたいと思ひます。

○江口政府委員 三月二十八日の三池炭鉱事件について、警察はそういうことが必至であるといふやうに見ておつたかどうか、諸般の事情から当然そう見るべきじゃないかといふ御趣旨の第一点の御質問でございますが、そういうことは十分あり得るといふ考へのもとに警戒をしておつたことは事実でございますけれども、会社側並びに第二組合側のそれまでの取りきめた態度及び第一組合側の戦術方針等を察知した正現な取りきめの情報からすれば、両者の接触を見ました場合には、乱闘す前において手を引く、両方離れるといふことが、公式的な結論なるものと考へておつた。すなわち言葉で言いかえまして、いろいろ得ました情報からは、あつた事件にはなるまいといふのが原則論、しかしながら感情その他の関係もあつて、まかり間違えばあいつといふのが現場における実情でございまして、従いまして、警察としては、こういうことは会社側なり、第二組合側なり、第一組合側なりが、乱暴はしない、乱暴されるといふやうな場合には引き返すんだといふやうなことでなければならぬと、特別の措置は要らぬと思ひますけれども、やはりそれはいつてもあふないといふことで、その日は大牟田警察に福岡県警と

しては千五百人、荒尾警察、熊本県警としては五百数人の、とにかく普通でない部隊を前進せしめて警戒に当たつた、こういうこととしておつたのであります。しかしながら、遺憾ながらあつた乱闘が起こつたといふことの原因がどこにあつたかといふ点を現在いろいろ分析をいたしておりますが、一つは、私たちが知り得ていた第二組合の行動が約一時間ほど時間的に早かつたといふ事情もございまして、それからもう一つは、これはだんだん調査の過程において結論を出さねばならぬことではあります、第一組合側の言ひ分からは、前夜の二十七日に、三池炭鉱から船でやつてきた第二組合員が第二人工島から艇坑に入る場合に、そのときに第一組合員が会社側の者に相当やられた、乱暴されたといふやうなことを言つております。これはもちろん調査中でありまして、そういうことから自分たちも武器に類するものを多少持つておつたといふことではあります。また西山炭に向かつて第二組合員の人々は、逆に第一組合員のビケが、ただいまおつしやられましたやうに、青竹なり、こん棒なりを用意しておつたのだから、それでわれわれの方も幾らか持つておつたといふやうなことで、これはどつちが先にどうやつたかといふことは、お互いにフランクに――調査をする経過の中に明らかになつてくると私は考えますけれども、そういう事件の起こらない場合におきまして警察がとり得る処置は、せいぜい任意にこれを説得をして鎮置するか、そして犯罪と直結する段階においては、御承知のように警察法によつて

制止の態様としてこれを取り上げるといふようなことももちろんできまじうけれども、普通はやはり任意に徹底させる以外はないといわれわれの結論でございます。しかしながら、ただいまのお話のように、二十八日にはあゝいふ事件が三川鎮のみならずほかでも起こっておりますし、また二十九日には山代組一派の殺害事件もございまして、とにかくいろいろ理屈を言つてもしょうがない。民心の不安定の一つの要素になつておる、各自が凶器に類するものを持つておるといふことが非常に不安の一つの原因になつておるといふことから、現在におきましては、主として説得をして両者のこん棒等を取り上げておるという実情でございます。しかしながら、法律的にはこれは強制できない。いやだと言ふ場合におきましては、その者を徹底的に追尾する、そしてこのこん棒を使う余地のないようなことにしておきたいやうな方法をとつておるのであります。しかし、この点についてはさらにそういうやり方を強化するよう昨日も福岡県警並びに熊本県警に警察庁としても勧告をいたしたような次第でございます。

●瀬戸山委員長 発言中恐縮ですけれども、ちょっと私から承つておきたいことがあるのです。というのは、この委員会でも今日までこういう事件についてしばしばいろいろ審議をされております。今度の事件も、これは残念ながら何も珍しい事件でないのであつて、組合争議等においてしばしばこういう事件が起こつて、そして殺傷事件等が起こつた後に国会でこういう議論が行なわれている。事件が起こつた後にこういうことを議論するといふことは私、がずつと見ておると、実にこつけないような気がするのです。これは初めての問題であれば大いに探求してその方法を講ずるといふ——今からでもおそくはありませんが、承りたいのは、こういう事件は今日始まつたことではない。そこで警察庁としては、一体これは警察の能力に限界があるのか、警察力に不足があるといふことか、あるいはどこに原因があるのか、こういう事態は防止はできないものか、やむを得ないものだと思ふなかつておるのか。それではもう国民生活というものはきつめて不安になる状態なんです、そういうことでは、少なくとも国会としては職分が動まらないと思ふのですけれども、直接衝に当たつておられる国家公安委員長から、一体どうしてこんなことがしばしば起こるのか、起こつた後にこういう議論がしばしば行なわれておつて、警察が幾らどういたした、こういたしたと聞くと、私、私にこの問題を承つておきたいと思ふのです。

●石原国務大臣 能力に不備があるのか、限界があるのかという第一点のお話でございますが、警察官全体につきましては、昨年から三カ年間で一万名の増員をやる言つておるわけでございます。ごく抽象的に、警察官の数というものは多いとは言えません。世界の例から見ても足りないものでありまして、これは増強をはかつていかなければならぬと思ひます。今回の事案につきましては、大牟田署なり荒尾署なりに相当の警備力を配置しておつたのでありますが、ただいま警備局長から申し上げましたように、数々の警告の結果、流血の惨を出してまでのことはやらないといふことを言つておつたのでありますが、それにしても、さらにいふどんなことが起こるかわかりませんので、ごく近接したところに待機しておつたのであります。若干の時間のずれ等がありまして、こういう事態になつたことはまことに遺憾に思つております。それから第二点の法制上の問題であります。これは前にもやはり、警察官の職務執行をするにつきましては、法制上さらに整備したいといふことで、警察官職務執行法の改正案を提案されたこともあるくらいであります。法制の整備がされるに越したことはないのではありません。しかし、現在の法制の中でできる限りの行動をしておるわけでございますが、法制の整備については、かつて職務執行法の改正案が提案されたことがあるくらいであります。その点については十二分であるとは言えないと思つております。

●瀬戸山委員長 それでは重ねてお尋ねしておきますが、国家公安委員長としては、現在の警察に關する諸法規では、こういうことがちよいちよい起こるが、これはやむを得ないのだといふお考えですか。そうであるならば、そののよしあしは別として、事人命に關することでありまして、それを防ぐだけの諸制度を確立するといふお考えがあるかどうか、それを承つておきたいと思ひます。

●石原国務大臣 これはなかなかむずかしい問題でありまして、やむを得ないとは言えません。現在の警察力なりあるいは法制の範囲内におきまして、

も、できるだけの行動をとりまして、治安の確立を保つていかなければならぬのであります。しかし、先ほど来いろいろ申し上げましたように、警察力も十全とは言えません。現に整備をしておるような次第であります。法制につきましても、かつて警察官職務執行法の改正の必要を感じて改正案を出したこともあるのでありますから、こういうものも十分とは言えないと思ひます。いつかの機会には、さらに法制の整備等もはからねばならぬのではないかと思つております。しかし、こういう事態が起こるのにはやむを得ないのか、仕方がないのかというお問ひに對しましては、現在の警察力なり法制の範囲内であらゆる努力をいたしまして、治安の確保に当たつていかなければならない、こういう決意でおる次第であります。

●大坪委員 委員長からもお尋ねがあつて大臣のお答えがあつたわけでありまして、私も、私は今の委員長との問答の中で感ずるのですが、警察力が足らぬから幾らかこれをふやせばいい、警察に武器が少くないなら武器を持たせればよいといふようなことは、こういう社会不安といふものは防ぐことはできないと思ひます。問題はその責任の衝にある警察官の心がまえにあると私は思ふのです。それは私が先刻からお尋ねしたいと思つてお伺ひしておることは、警察は、労働争議と名のつくものに対しては、なぜか知らぬが非常に消極的ではないか。たとえば暴力団の取り扱いにしても、いわゆる町としておりますといふお話をいたしたし、しかしながら、いわゆるオルグといふ名をかぶせてきた労働組合応援の暴力団に対しては措置をどうとなさらない。こういうところが労働争議について違法行為があつたといふような場合について、何か警察が積極的に關係すると、すぐ警察の介入とか官憲の横暴とかいふようなことで反對の議論が起こつてくるから、そういうことにおびえてでもおられるのではないかと思ふほどに、われわれ一般国民には労働争議に關する事柄については警察はあまりにも消極的であるという印象であります。それは何も私だけではない。すでに新聞紙がはつきり書いておる。雑誌等にも書いておる。地元で警察不信の声、不介入がだ」といふやうな表題のもとに、町に多くの人権じゅうりんあるいは犯罪行為、犯罪の予謀、そういうことが行なれておるのに対して、警察はいかに手をこまぬいておるかといふことを具體的な例をあげて新聞紙が取り上げて書いております。こういう点が私どもはやはり問題だと思ふのであります。もう今日では警察にものを言つても仕方がない。たとえば炭住で第二組合の家族がつるし上げを食つていますといふ訴えを第二組合の争議本部が受けた。今警察へ言つてもだめだ、すぐ青年行動隊を出せ、こういうふうなことも、大臣もごらんになつたかも知れませんが、新聞紙が報じておるような状態でありまして、そうしてこの二十八日早朝のあの事件以後、ずいぶんたくさん非行が繰り返されております。私の手元にある資料によつて一、二申し上げてみましよう。たとえばこういうのがあつた。そうしてそれは争議団当事者だけではなしに、一般市民にまで非常に影響さ

れている問題であります。二十七日三番方における応援の経営者——これは関係のない民間人ですが、この三人が宮浦敏の裏門において自動車をおりたところ、待ち伏せておった数人の旧労働組合のビケ隊員が、いきなりこん棒で袋だたきに、重傷を負わせ、一名は水の中にたたき込まれ、いずれも全身打撲、二名は頭の裂傷によって五針ないし六針縫う状態である。こういう例があつた。二十八日、三川敏の出動にあつては、旧労働組合が生産再開に備え、竹やり、鉄棒などを用意しておる状況を見て、新労働組合もこん棒等の準備を始めたので、大牟田署の小林部長が心配をして、新労働組合員に対して、旧労働組合員には絶対にこれらの器具を捨てさせるか、または取り上げるようにするから、新労働組合員も持たないよう宮地副長に指導方を要請したので、宮地副長は新労働組合の代表に強くこれを求め、従つて新労働組合の指導により構内に入つた者は完全に素手であつた。ところが衝突による被害は相当多くなつた。結局、警察の要請を新労働組合は忠実に守り、旧労働組合からは無視され、そのままの状態で衝突したところに問題がある。あるいは二十八日朝六時二十五分、万田純正門を百五十人の旧労働組合員が開いてさく内に侵入し、久保係長、上野首席を外に連れ出し、洗たくデモでもみ、打撲傷を負わしめた。二人は病院で手当を受けたが、その後も数回デモをかけたため、生命の危険が感じられたので、家族から保護願いが出され、警察のパトカーで救出されたというような事柄がずいぶんたくさんあるのです。そしてこの二十八

日の朝の衝突の場合には、新労働組合の中に重傷十三名、軽傷百四十二名というものが出ておる。これは三川敏における例の事件です。一方旧労働組合側は、傷害の程度はよくわからぬが五十一名と称しておる。そのほかに会社の職員が、重傷五名、軽傷三十二名、計三十七名というように出ておるのであります。これは当日起こつた最初の事件であります。その後も、先刻申し上げましたように、こん棒や竹竹を携行して町を横行する、あるいは集団でビケラインを張つておる、こういうような状態である。問題は、先刻委員長もお話しになつたのでありますけれども、労働争議という警察はきつめて消極的でないかという印象が国民一般にあるということでありまして、そこで労働争議の場合には、何ゆえに、当事者はもちろんのこと、世人の安心のいくような、国民の信頼する実力のある警察行動がとられぬか。これが先刻委員長のお尋ねになりましたように、何か法律に欠陥があるということになれば、これはどちの味方をする、どちの肩を持つというのでは、ないのではありませんから、立法措置を講ずるといふことも私は勇敢におやりにならなければいかぬと思う。それが御職責だろふと思うのであります。警職法改正のごときも、必要であればやはりなさるべきである。特に近來の日本は、どんなにいいことにも必ず反対が出るような状況でありますから、反対が出ることは覚悟しなければならぬ。警職法改正も必要であればお出しになって、国民一般が安心して警察を信頼するような事態に早く持つていかれるようにされなければいかぬと思うのです。いつ

かの機会にそれも考えましようというように御答弁では、私どもはどうしても納得がいたしかねる。国民に対して、日本の警察を信頼せよということと言いかねるものであります。先刻江口局長が、凶器に類するようなもの、今日の法制上では任意に提出せしめるよりほかにないことを言われた。今日の法制上どうしてもその程度以上に出来ないものであるならば、事態の危険を感じた場合には、強制的にそれを提出せしめるような措置も、これはもう当然講ぜられるべきである。いつかの機会でなしに、即刻になさるべきことであると思ふのであります。警察は予防のものであります。どうも今度の場合のように、事件が起こつてたゞさんの死傷者ができた、それを担架に乗せて運ぶという役は警察の役ではございません。また犯罪が起つて犯人を追つかけて回すというようなことは、これは警察ではございません。これは検察です。そこを私どもは国民の一人として強く要望いたしたのであります。どうもしつこく繰り返すやうで恐縮であります。労働争議と名がつくと非常に消極的のようになつておる。そういうことはないと思ふのであります。そういうことは、これら措置についてもう一度大臣からはつきりと今後——私も今後のことを言つておる。轍轡を枯魚の市に問うというこゝろがわづらひます。わだちでまさに溺死しようとしてゐる魚を、その場で水を与えて生き返らせることをしないで、すでに死んだ魚を売つてゐる店で見舞ふという、いわゆる六畜十菊になるようなことは、これは警察ではないのでございまして、予防こそが国民の期待していると

ころである。力強い警察というものを国民一般は望んでおる。これがたよりにならなければ、町に暴力団が横行するわけですから、みずから自衛しようという気持ちになつてくる。そこを私は非常に憂うるのでございまして、もう一度大臣のこの点についてはつきりした御見解を承りたいと思ひます。

○石原国務大臣 警察官の心がまえがまず大切ではないかという御指摘でございまして、私も公安委員長に就任以來、機会あるごとに大牟田署の言われたいと同じような気持ちを警察当局に伝えたいのでございまして、警察官は法を守り、法を執行する立場のものでありますから、法の解釈その他につきましては非常に厳格に解釈するといひますか、そういう意味で、見方によつては非常にゆいような場合もあるのではないかと。現に私自身もそう感ずる場合があるのでございまして、しかし、その実際の執行の任に当たる警察官の立場といたしましては、これもまた考へていかなければならぬ面もあるのではないかと思ひます。そういう意味で先ほども申し上げましたやうに、かつて警察官職務執行法の改正案も出されたのであります。非常な議論の結果ああいう形になつておりますので、私どももいたしまして研究はいたしております。諸般の情勢を総合判断してこれは進めていかなければならぬと思つております。

労働問題については、特にこの点消極的ではないかというお尋ねであります。これは労働の問題については普通の正常な場合には介入すべきものではないといふことがしみ込んでおるものであります。しかし不法行為が行なわれる場合には、これは厳に臨まなければならぬことは申すまでもありませんが、その境界の判断がなかなかつきにくいというやうな場合にちゅうちょ逡巡するやうな場合が相当あるのではないかと思ひます。しかし、不法な行為、違法な行為が行なわれる場合には、厳に対処しなければならぬことはもちろんであらうと思ひます。今後ともよく奮勵いたしまして、国民から信頼を得る警察というものを一つ仕上げていかなければならぬ、かように思ひます。

○大坪委員 そこで私は石原大臣にあわせて井野法務大臣にもお伺ひしたいと思ひます。

先刻も申しましたやうに、三池炭鉱のある大牟田市では、今日なお両組合の対峙、両組合に対する多数の応援団の存在というやうなことから、不安が去つておりません。特に私どもの耳に入るところでは、これらの暴行、傷害事件あるいは脅迫、恐喝というやうなことが組合員の家族にまでも及んでおる。特に第二組合員の家族に対しては、いわゆる敵の家族だとか裏切り者の家族だ、つるし上げやうというやうな意見がひんびんとして続いております。これらの人権というものは全く無視されているという事象が多いやうであります。この三池炭鉱の労働組合いわゆる三鉦組は、いわゆる向坂教室による特殊のマルクス主義の薫陶を受けた組合である、いわゆる暴力闘争第一主義の革命思想に基づく組合であるといふことをいわれておるのであります。従つて組合員に対する統制というものはきつめてきびしい。炭鉱自体がユニオン・ショップと

いうような一種の締めつけ工場になつておるといふようないきさつもあつてありますが、統制がきつてきつてい。それがやがて組合員及び家族の生活にまで大きな規則、制限を課しているやうであります。いわゆる炭住の主婦たちが買い物に行くのにも、一人では行かせない。連れ立たなければ行かせない。魚釣に行くのにも映画に行くのにも、届けをしなければならぬ。行き先と帰りの時間までも黒板に書かなければならない。こういう個人の生活の自由までも犠牲にされておるやうであります。その自由の制限の苦しさ、ついに第二組合が起こつた。革命主義を奉じておる組合の中に新しい革命が起こつたといふのが、今日の三池炭組の第二組合の発生のいきさつだと私は思ふのであります。そういうこともあつて、今まで同じ職場、特に地下数百尺の職場でも助け合いながら働いた人たちが、今日ではお互いに敵視して非常なる憎しみを持って反目をする。ついに血で血を洗うやうなことになるのであります。そういう空気の際であるがために、つるし上げあるいは洗たくデモ、――洗たくデモは私は明らかに集団の暴行だと思ふのであります。そういうものが日々やほり繰り返して行なわれているやうであります。そこで私は、これは争議の発生の當時からいふん繰り返して行なわれていることでありますが、最近特に激発している次第であります。法務省としては、人権擁護の立場から、この人権じゅうりんの問題を御調査になつたことがあるか、その結果の一端をお話し願ひたいと思ひます。また今のようにつるし上げとか、洗たくデモのごときは

明らかに集団暴行であります。そういう人権じゅうりんのやうな事柄に対して、あるいは第二組合が生産再開のために職場につこうとする。何人も勤務の自由、勤務の権利といふものはあるわけでありまして、働く喜びを味わいたいといふので職場につこうとする者を集団の力によって阻止する。これも明らかに人権の侵害である。私は思ふのであります。そういう事柄に対して、今後措置をする必要がないといふお考えであるか。あるとすれば、いかやうな措置をなさるつもりであるか。特に先刻来石原国務大臣との間に話合ひをいたしました集団のビケとかいふやうな事柄についていかやうにお考えになるか、いかやうにそういうものに対して対処しようとするか、そのことを一応お聞かせ願ひたい。

○井野国務大臣 大田田、荒尾の町におきます争議状態につきましては、私もまことに憂慮いたしてあります。三池炭鉱をめぐる労働争議につきましても、法務省としても、絶えず人権の方面また犯罪の方面から注視しております。事いやくも犯罪に犯れる問題でございます。冷静なる態度をもって検挙もいたし、また起訴もいたしておるのであります。むしろ労働組合の方から警察の行き方がきびし過ぎるやうな非難まで受けているやうなわけで、相当に徹底的にやっております。三池炭鉱の事件について、すでに昨年の七月以降三十五年の三月二十七日までに十六件、四十四名の事件の受理を受けておりまして、公判請求が十七名、起訴が十九名、捜査中が八名といふやうな処置もいたしております。従つて人権問題に關しまし

ても、御承知のやうに今回の事件は第一組合と第二組合に分かれての感情的な衝突もございまして、そういう点も必ずしも人権問題だけで片づけるのではなくて、むしろそういう問題につきましては、犯罪行為にまで及んだ場合において、そういうものを適切に処理していくといふ方針と、もう一つは警察の方の力を借りまして、そうしてそういうことがないやうに事前に防止していくことが適切である。それをいかなる人権問題だけで扱いますと、なかなかむずかしい問題がそこに起こつて参りますので、そういう方針で絶えず注視しながらも、法務省関係として十分の処置をいたしたいと思ふ次第でございます。

○大坪委員 これで終わりたいと思ひますが、ただいまの井野大臣のお言葉の中に警察が強過ぎるやうな非難を受けることもたびたびあるといふやうなお話でございます。それは、非難は、いかなる場合にもものは両面から見られますから、あるであらうと思ふのでございまして、あるいは行き過ぎた措置をしたり、あるいは行き過ぎをきたりした場合に当然非難をさるべきである。しかしながら、当然なすべきことをなさないといふやうなことではその責任を尽くさないと思ひし、そういう事態が少なくないのかと思ひます。かと思ひます。日本における労働争議の最近の傾向は、もう世界に類例のないやうな、どんな小さな労働争議でも、どこかの国の革命騒ぎのやうな騒ぎをしておる。これは正常の状態ではございせん。こういうことで、労働の關係がうまくいき、従つて

また労働者の生活向上もできるわけのものではないのであります。必ず騒擾、暴行、脅迫を伴わなければ争議にならないやうになつておる。これはもう今日すでに病深いところに入つたといつてもいいくらいだと思ふのであります。今日の時期において改める方向に強く持つていくのでなければ、私は日本の労働關係はよくならない。生産も正常に行なわれないうであります。従つて、労働者の経済的条件の向上もとうてい期待ができません。それが警察において処置をしていただかなければならぬ事態が少なくないのであります。ですから、労働問題は本来労働の問題であるから労働者にまかしておけばいいやうなもの、日本の現状ではそれはいかないから、警察において、予防警察なり人権保護といふ立場から深い御検討をお願いしたい、こう考へて本日御質問申し上げたやうな次第であります。どうか警察も、親切な同様に勇気のある力強い警察として国民の信頼が得られますやうな、また法務御当局においても、人権は明らかに法律と国の権力によって保護されるんだといふことに国民の信頼がつけますやうに、この上ともの御尽力を願ひたい、これを御希望申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○瀬戸山委員長 志賀義雄君。

○志賀(義)委員 一昨日私は警察庁長官に会いました。地方行政委員会に出られて何かをひいて声が出なくなつたといふことで来られないやうで、はなはだ残念であります。江口警備局長が来ておられることでありますから伺ひます。

去る三月二十八日の夜、警察は三池

炭鉱労働組合、普通第一組合といわれおるものに対して、申し入れをして、棒とか青竹に類するもの全部任意供出といふ形でやらせた、こういう事実があります。従つて、二十九日の当日には、第一組合側は何ら正当防衛の手段を持たずに暴力団のために殺人傷害の被害者になつたわけであります。か、こういう事実がありますかどうか。先日私が警察庁長官に会つたときは、あれほど警察電話なんかでも完備したものを持つておるのに、私の調べたものに対しては、まだ調査ができておりません、報告を受けておりません、この次の法務委員会までに準備をしてくれ、こういうふうに申し入れておきました。その点はどうか。

○江口政府委員 二十八日の例の三池炭の紛争のございましたと、ただいまのお話では、第一組合だけに棒、青竹などを警告を発して取り上げ、ほかにはそれをやらへないへんば措置をとつた事実があるかどうかといふお尋ねであります。

○志賀(義)委員 何もそんなことを聞いてやしない。先回りしちゃだめだ。取り上げたとも言わない。任意供出といふ形で出させたと言っている。第一労働組合のことも聞いています。ほかの方をやらへないとも何とも言わない。先回りして話を曲げちゃだめだ。聞いたことだけ答えて下さい。そういう事実があるかどうかといふことだけ簡単に言つて下さい。

○江口政府委員 第一組合に対してそういう警告を発した事実はあります。○志賀(義)委員 警告を発したのではない。棒とか青竹とかを任意供出といふ形で警察が持つていったかどうか、

そういうことがあるかどうかということとを伺っているのです。警告ではありませんが、組合側はそういう事実があると言っておりますが、その点はどうですか。

○江口政府委員 私が警告と申し上げたのは、ただいまおっしゃるような意味合いのことであって、そういうことを申し上げて提出を求めたことがありません。

○志賀(義)委員 じゃ、第二労働組合に対しては同様の処置をとられましたか。そして現物を持っていかれましたかどうか。

○江口政府委員 第二組合に対しても、同様の措置をとっております。

○志賀(義)委員 先ほど大坪委員からも質問がございましたけれども、いろいろビケその他については、これは争議行為の中に含まれるものです。それが行き過ぎたかあるいは行き足りなかったかということがあれば、法律上の問題になることもありますが、労働争議に対して明らかに第三者である山代組、寺内組というものが出かけていて、殺人、傷害、暴行、こういうことをやっているのではありませんか、凶器とかこういうものに對しては前もってどういう処置をとられましたか。組合だけに對してそういうことをやったか。その点についてはどうでしょうか。

○江口政府委員 ただいまお述べになつたような団体に対して、それが凶器を持っておつたということを前に對して現認していないのですから、取り上げるというような措置はやっていないと聞いております。

○志賀(義)委員 寺内組は三十二年五月

月短銃乱射事件を起こしたことがありますが、これが介入してきたら必ずそういうことは考えらるべきはずでありましたが、その間に何らかの事前の処置はとられましたか。また三十二年五月にこういふことがあつたというところは、あなた方確認しておられますか。

○江口政府委員 お答えいたします。山代組なり寺内組なり、あるいはその他四、五の団体が関係いたしておりますが、そのいずれのものが何年何月にどういふ事件を起こしたかということとは、私はもちろん関知しておりませんけれども、地元の警察におきましては当然それは知っておつたのであります。従いまして、事件を起こしました一団が、事件を起こします前に情報宣伝活動と称して回つてゐる間に、たびたび乱暴な行為に及ばないやうにという警告は警察としてもやつております。しかし、かつて暴力をふるつた人間がその中におつたかといつて、ふところの何かに持つておりやせぬかというような調べ方ができないことは、先ほど國家公安委員長からもお答えになつた通りでございます。

○志賀(義)委員 こういう前科のあるような者が労働争議に介入してくれば、こういうことが起こることはわかっています。きつたことではあります、さらに奇怪なのは、毎日新聞の三月三十日の記事によりますと、「暴力団の情報にも消極的」という大見出しで書いてあります。そういう方面は全然警察はやらなかつたのでしょうか。

○江口政府委員 私はその「暴力団の情報にも消極的」といふ見出しの内容を讀んでおられませんけれども、暴力団については係こそ違へ、警察側としては非

常に大きな関心を持つて、かねがね暴力団の撲滅とか、追放とか、そういうことには努力いたしておるのではありませんか。

○志賀(義)委員 では伺いますが、五十一名ほどの場で山代組並びに寺内組の者を逮捕しましたね。それは引き続き警察に留置しておいたのですか。その晩一応釈放したというようないふことがありますか。

○江口政府委員 五十一名の逮捕とおっしゃるからそういう問題になります。おつたことは事実であります。しかし、これは法律的には、犯人だということがわからぬものですから、任意同行の形で連れていつたわけでありまして、従いまして、その晩九時ごろまで調べたものでありますけれども、その晩は犯人を特定するに至らない。といふことは、もちろんその現認者がいなかつたといふ点もありませんが、被害者側においてもいろいろ事情がございまして、うけけれども、その日は協力を得られなかつた。あしたになればだれだれが入つておつたとかだれだれがやつたといふ、ことを協力する、そういう協力を得られる見込みが翌日にはあるけれども、その日にはないといふことで、これは純粹に法律的に、釈放といふか、そこを放さざるを得ない解釈になるものであります。その晩の九時ごろでありましたか。十時ごろでありましたか。夜おそく一たん帰宅をさしてあります。

○志賀(義)委員 そうすると、たとえば背生事件のように、警察が駐在所の中にダイナマイトをしかけておいてわざわざ犯人を仕立てるようなことをやつて、これを長年にわたつて、警察だ

けでなく、さらには末決監に拘留しておつた事実があります。そういう場合には直ちにやる。しかしながら、こういう場合には、明らかに殺人が行なわれ、それも徒党を組んでやつてゐるのです。殺人だけではない、暴行をやつて、傷害をやつてゐるのです。みんなその現場にいてやつた人間じゃありませんか。それを釈放する。その結果はどうですか。山代組、寺内組の頭株の連中はみな逃げておるじゃありませんか。新聞にはこれを見出しで書いておる。翌日出させる。肝心の犯人、これを教唆した者、これに金品を提供した者、こういう者は一切隠させる余裕と時日を警察がわざわざ与えたといふことになるでせう。そんなことがわかつてない警察ではなかつたと思ふ。どうしてそういうばかやうなことをしたのです。共産党なんかやるときはまた労働組合がやる場合に、こんな者を釈放しますか。犯罪がないものまでおつち上げて、多年引っぱり込んでおくようなことをする警察が、この場合に限つてなぜこういうことをしたのです。

○江口政府委員 先ほどお答えした通り、純粹に法律的な問題であります。被疑者を特定することができなければ、その中にだれかおられるはずだといふことで全員を逮捕する、とめるとかいふことは当然できぬわけでありまして、これは志賀委員のおっしゃるやうに、ほかのそれが同じ状態でありましても、警察はもとより同じような措置をとらざるを得ない、こう考えます。

○志賀(義)委員 それでは三月三十一

日の毎日新聞を見ましよう。この通り「主謀者ら、もぬけの殻」と書いてある。「三十一日午前一時半五班に分かれ逮捕に向つた。」おまけにその前に逮捕状を請求しているといふことを警察側からも発表して、早く逃げてくれといふことを言うにひとしいじゃありませんか。早く証拠を隠滅してくれ、早く打ち合わせを済ましてくれ、事実上はもうなだめしやう。これでは警察と暴力団がぐるぐる言われてもしょうがないじゃないですか。この場合に限つてなぜこういう手ぬるいことをやられるのですか。法律に基づいてそれ以外に必要はないといふのなら、法律に基づいて警察がわざわざ交番にダイナマイトをしかけて犯人をでつち上げるといふことは、どの法律に書いてあるか、一つ言つてごらんない。

○江口政府委員 志賀委員から、先ほどから何か警察がダイナマイトをしかけてどういふやうなお話が何べんも出ますが、そういう事実は私全く初耳で、何のことを言つておられるか、それと比べると私は私に適當でないと思ひますが、荒尾事件についてその場で犯人を、逮捕留置することができなかつたといふのは警察としても残念であります。そのためにただいまおっしゃつたやうな余裕といふものができたことにつつましてもさらに残念であります。したが、ただいま出かける前に確かめまして、そこでは、もちろん人数は多うございませぬけれども、現在までに十八人の逮捕を見ておりますから、その中にはもちろん幹部もおります。

○志賀(義)委員 幹部と言つたつて、首謀者はみな逃げているじゃありませんか。まして背生事件というのは天下

周知の事実だ。警備局長ともある者が何を言われるのかわかりません。そんなことばかり通じませんよ。そんなことだからぬけぬけして戸高君をまた警察に入れるようなことをしているわけだ。そんなことで世間がごまかせるとしたら大きな間違いです。さらにこの山代組、寺内組というのは何でしょう、一方では三井建設、山本組などの三井下請業者に常時使われている者です、他方では市民義勇団、大牟田再建運動本部などにも参加しています。大牟田再建運動本部には、日経連及び三井から三千万円の資金が出ておるといことが言われております。

会長は三井鉱山の坑木業者である門松という人物であります。こうなっております。あの人工島から入るときにこの三井建設の者が協力しておったという事です。さらにもう一つは、殺人事件の起こった現場で、会社側の四山鉱の職員で、長浜という探炭首席係員と白谷係員とが、つるはし、鉄棒、こういうものを暴力団に構内の屋根の上から供給しております。こういうことは御存じでしょうか。

○江口政府委員 ただいまお話のありましたうちで、金銭がどこからどう動いているということについては存じておりませんが、最後の山代組一派が四山鉱正門前の第一組合ビケに突入したというか、そこで乱闘を起しました。実際に、ただいまおっしゃるような者が武器を提供したといううわさは聞いておりますので、そのうわさの真偽については、目下荒尾署において捜査中でありま。

○志賀(義)委員 うわさの真偽ではないのです。すでに三池炭鉱労働組合からこの二人に対して告発が出ております。あなたが今言ったように真偽を確かめるとかなんとかいう段階じゃないのです。それよりずっと進んでいる。こういうところまで来ております。このように見えますと、大牟田再建運動本部あるいはもう一つ「灯をともし会」というものもあります。市民義勇団というものもある。こういうものが動いておる。日経連という名前や三井本社という名前が出てくるが、これは暴力行為等処罰ニ関スル法律を見ても、人に金品を与える、あるいは利益を供与する、こういうことをやる場合には、明らかに刑事上の犯罪になるという事を、この三条で言っております。どうです、ここで三井の本社と三池炭鉱所と、それから市民義勇団、「灯をともし会」並びに大牟田再建運動本部、こういうものに対して出かけていって帳簿を押収するだけの勇気がありますかどうか、それを伺いたい。

○江口政府委員 それは現在において勇気の有無の段階じゃございません。捜査を進行させていく上において、そういう今おっしゃったような事実があるという、そういう調査をする必要があったって警察は取り上げます。○志賀(義)委員 そんなことを言ったって、五十一人をみな釈放しちゃって、首謀者に逃亡する時間を与えて、そんな者がつかまりませんからそこで手が及びません。いつになったらできることですか。こうなってきたらどういことが言われるか。最近こういうやぐさの連中、暴力団の連中が、あとは警察にまかせるといことを言っている。その警察は第一労働組合から棒

だの青竹に至るまで取り上げて無防備の者をあいくちで刺す、こういう事態までも引き起こさせたというならば、ここから出てくる結論はどういうことになりま。あなたが主観的に何と弁明されようと、三井という資本家、その背後にある日経連、それからまた業者、こういう暴力団、警察、みんな何だか一致した行動をしているように、常識のある日本人なら受け取りますがね。その常識についてあなた方は何か抗弁されますか。

○江口政府委員 だんだん調べていくうちに、ただいま志賀委員のおっしゃったような事実が、全部かあるいはその一部か出てくれば、当然警察としては手を入れるのでありまして、そう警察は絶対やらないのだというように早まって判断してもらえないようにお願いしたいと思ひます。少なくとも、会社側あるいは暴力団と称されるものが警察とどるになつていっているのが常識だとおっしゃるならば、その常識はまことに遺憾であり、かつ警察が少なくともタッチしている、いないという意味合いにおいては、これが常識であるならば、その常識は間違ひでございます。

○志賀(義)委員 ずいぶん勇敢なことを言ふものですな。というのは、三十一日でしたか朝日新聞の社説に、背後関係を突けといふことまでも書いてある。背後関係といふのは今言ったようなことを意味しているわけですか。そうすると朝日新聞の社説といふものは、警察当局から見ると、世にも非常識なことを言っておる、こういうように言われるわけですか。

○江口政府委員 犯罪が起れば、こ

とにこの種の今度のような犯罪が起れば、背後関係まで追及していくといふのは捜査の常識でありまして、このことに関する限り社説は正しいのであります。ただ背後関係に警察がつかるとは、私読みませんけれども、そういう意味でございませうか。

○志賀(義)委員 何といつても第一組合から取り上げておいて、無防備にしておいて、暴力団があいくちでやれるようにしたといふことは、客観的に見て、そうなるおそれがあると思ひます。か。そこで、警備局長よりも責任のある公安委員長に伺ひますが、久保清君という一人の労働者――新聞を通じて見ても、現地に行つてみても、非常におとなしい人なんです。こういう人が殺されたといふことに対して、石原公安委員長はやむを得なかつたとおっしゃるか、哀悼の意を表せられ、こういう殺人が起つたといふことについて徹底的にその背後関係まで洗う御決心があるかどうか、それを伺いた

○石原國務大臣 久保清君が死亡したような事件が起りましたのは、まことに遺憾であります。先ほど来警備局長が申しておりますように、この山代組その他の、当日乱入いたしました者に対しては、逮捕令状を求め、ただいま逮捕、捜査中でございます。

暴力行為に対しましては、私は右であらうが左であらうが、いわゆる暴力の排除といふことについては徹底的にやらなければならぬといふ考えを持っておるものでございまして、厳重なる取り調べをしたい、かように思

ております。

○志賀(義)委員 ところで先ほど大坪委員がしきりに催促し、公安委員長もそのために前の国会に警職法も出した、こういうふうになつて、そうして警察力の整備といふことを言われたのであります。が、こういうことが起りますと、肝心の暴力団なんかに対する処置、またこれを教唆した者、こういう殺人罪を組織した者、金品を提供した者、こういうことを取り締まるのが第一であるにもかかわらず、警察力の整備とか何とかといふことで、石原長官、あなたは警職法を出したに

○石原國務大臣 先ほど申し上げましたように、現在の警察官職務執行法にはまだ足らざるところが相当ある。従ひまして、去る国会において提案をされたような次第であります。ああいう経過をとつておりますので、ただいまも研究は続けておりますが、これは議会という相手のあることであります。諸般の事情を総合して、そういうことは今後の問題を判断して、いかなければならぬと思ひます。

○志賀(義)委員 最高検からは井本検事が行かれた、それからまた法務省刑事局からは河井刑事課長が行かれた。その報告は来ておりますか、まだでありますか。

○竹内政府委員 本日三時ごろまでには帰る予定であります。

○志賀(義)委員 井本検事は、今江口警備局長が白ばくしたあの背生事件についていろいろとここで弁解されておつたが、とうとう弁解し切れなくなつた何がありますか、一つ法務大臣に

伺いたいのですが、そういう報告は、これは法務行政にも関係があることでございまして、その報告の結果は法務委員会にお出しになるのが当然であると思いますが、そのお心組みでございまいしょうか、それを伺っておきたいと思ひます。

なお、今日の状態では、今度はまず第二組合の労働者が出てきた。私はこれはちつとも憎みません。こういう者を煽動した者をけしからぬと思つてゐる。それから暴力団が出てきた。次は、今度は警察の出番だ。これは警察の出番らしいのですが、ここでもまた不測の事態が起こると困る。そういう点について法務大臣として、この報告について、ここに出していただきたいことと、こういうふうなべらぼうな事件が起こることについて、御見解を伺っておきたいのです。

○井野國務大臣 井本部長、河井刑事課長の報告は、私もむろん受けて、十分この事態を把握したいと考えておりますが、まだ捜査過程にございまして、その報告を全部出すというようなことはできないかもしれません。差しつかえないものはもちろん御質問に答じてお答えいたしますし、また資料の御要求がございすれば、差しつかえないものは出したいと思ひます。

この事件の実態につきましては、先ほど来申し上げておるように、私もまことに遺憾に思つており、一日も早く解決を要望しております。従つて、労働大臣、公安委員長、その他と絶えず協力してこの問題の解決に努力しております。法務大臣といたしましては、事態が犯罪行為に触れます場合においては、厳然たる態度を持って、

右翼であらうと、あるいは労働組合であらうと、そういうことは少しも差別なく、厳正に処置して参りたい、こう考えます。

○志賀(義)委員 ところが、法務大臣に一つ伺つておきたいのは、例の証拠閲覧の問題でもわかりますように、検察庁でやった場合に、これが労働組合なり、あるいは社会党とか共産党とか、民主団体に有利になるようなものはとかくお隠しになる。諏訪メモの場合もそうですが、第一、松川事件にしたつて、機関車及びその動力輪、こんなものは地検の倉庫にも隠滅しないのですよ。隠滅しようにも隠滅しがたいのですよ。これがどこに行つたかわからない。そういう離れわざをやる検察庁ですから、できるだけここではつきり出して下さいよ。捜査の過程だからと言われるけれども、正当な捜査ならばいいですけれども、今までのところ、井野さんが法務大臣になられたまでのやり方は、どうも信用できないんだ。だから、一つここであなただけ、法務省健在なり、法務大臣健在なりという意味で、今度は相当徹底したところをやつていただきたいのです。

今度のことは、暴力団が殺人事件を起こしたと、これが主眼点ですね。それなのに、公平という意味から、右翼であらうと労働組合であらうと、よくいふことです。今の事件は、暴力団が殺人行為をやつたのが問題でしよう。ことに労働組合法の第五條第二項第三号には、明らかに、連合団体である労働組合の下部団体の単位労働組合員は、その組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取り扱いを受ける権利を有するものと規定されておるま

す。大坪委員によりますと、外部団体の他の労働組合員が来ること、現地にかけつけること、これが一番悪いというふうなことを言つてゐるが、これは労働組合でも当然正当な問題です。問題は、今度は外部団体である暴力団体が介入して殺人事件を起こした、これが問題なんですよ。だから、右翼であらうと左翼であらうと、こんな公平ぶつたよけいな形容詞は抜きにして、一番肝心なこのところを徹底的にやるんだというのを言つていただきたい。どうも聞いておると、石原公安委員長も井野法務大臣も、右翼と左翼を問はずと言われるが、左翼で今までやつたというところは、みんなでち上げじやありませんか。そんなことをやつたつて、必ず失敗するんだから。その点一つ伺いたいのです。

○井野國務大臣 志賀委員は共産党に属しておられますから、そういう御議論が出ると思ひますが、法務省としては、犯罪が起これば、右翼であるといふと、左翼であるを問はず公平に扱うというところで、犯罪が起これないものをどう扱うかということ、今度の場合では、いづゆる山代組が殺人事件を起こした、これは思想関係ではございませぬが、もしこれが右翼に属する暴力団であつても、それは法務当局としては厳正なる態度をもって臨むということ、事を申し上げておるのであります。事件が起これなければ、右翼、左翼のこととは何も申し上げる必要がないと思つて、事件が起これましたから、その取り扱いについては別に右翼であるといふと左翼であることを区別して取り扱わな

いというのを申し上げたのであります。

○志賀(義)委員 最後に一つ公安委員長に伺ひますが、今度の事件は、今言つたように暴力団が起これたわけですから、それに持つてきて、右翼であらうと左翼であらうと労働組合であらうと、こういうよけいなことは、もう今井野法務大臣が言われたように、公安委員長もやめていただきたいのであります。柏村警察庁長官に会いましたときに、暴力団といわれている者で、現に犯罪行為が明らかに起これる直前、あるいは起これたときでないと捜査できないというのだけれども、三十二年五月にこういうピストル乱射事件も起これているようなわけでありまして、ところが共産党だの民主団体の場合には、警察法第二條の犯罪の予防といふことで、何ら犯罪がないことについて、いろいろと警察が介入してきて、いろいろの報告は公安委員長に参つておられますか。公安警備の費用といふものは非常に膨大なものが出されております。そういうことの報告は公安委員長のところへ参りますか。大坪委員へのお答えを伺つておられますと、どうも公安委員長はつんばさじきに置かれてゐるのじゃないかと、私はあなたのためにいささか心配になるのですが、そういう点はどうでしようか。

○石原國務大臣 公安委員長というものは公安委員会の委員長でありまして、公安委員会が警察を管理しておるわけでありまして、公安委員会に對しましては、警察の長官以下各局長より週間のいろいろの情勢は報告がずつとあるわけでありまして、さらにまた、こと

に問題等のあります際には、具體的問題について直接公安委員長への報告等も受けておりますが、各般の問題にわたつて警察のことが一切私の耳に入るといふところまでには、率直に申し上げて公安委員会の委員長というものはなつておりません。

○志賀(義)委員 非常に膨大な公安警備費というものが年々予算に計上されて、それが増加しております。井野さん、公安調査庁についてもそうです。そこで石原公安委員長、こういうことをお考え下さい。年々公安警備費が多くなるので、警察の中でもそれ以外の者が非常に嫉妬心を起すから、少しはそつちへ金を分けてやつて、警察全体を公安警察のためにいわばまるがかえにするような方策を講ずることも必要だといふことを警察庁の側から各県警察へ訓示をしたようなことがあるかないか、これを御存じでしようか。

○石原國務大臣 御質問の趣旨がよく私のみ込めなかつたものですから私語をしておつたわけでありまして、ないさうであります。

私は、警察は、刑事警察なり警備警察も、これはもう一切同様に警察の機能を發揮する意味において必要なんであつて、ことにいづゆる警備の第一線で働いておるような人は少し優遇しなければいかぬじゃないかということ、特に三十五年度の予算にはそういうことも若干配慮しておるような次第であります。公安警察、警備警察だけを特に偏重してどうという気持は私には毛頭ございませぬ。

○志賀(義)委員 今警備局長がうしろから、ないないなんて盛んに知恵をつ

けておった。そうは言わせませんよ。私が法務委員会が発言したときに、証人のいないことはこれまで一つも出しておりませんね。あなたの方の隠されることをちゃんと証拠を突きつけて問題を究明しております。そういうわけでありませんが、石原公安委員長はどうも御存じないようだ。イモの煮えたも御存じないというたぐいらしいのであります。これはこの次に私証拠を出しますから、そのときには公安委員長もぜひ御出席になって、これでいいのかわるか、こういうことを御答弁願いたい。と申しますのは、そういう犯罪団体でない、憲法に認められた堂々たる存在の共産党なんかに対してこういうことをやる。私は、前の社会党の鈴木委員長とある列車の食堂の中で話をしたときに、ちょうど管生事件のあとでした。共産党はああいふことまでやられて大へんだなと言うから、鈴木委員長、あなたのところのどこぞの都委員会の書記長をやっている人はスパイですと私から言ったことがある。社会党にも行っているのかね、それは大へんだ、こういう話でありました。至るところでこういうことをやっておる。共産党だけじゃないのです。今度は証拠を持って、御答弁をお願いします。そうしないと、公安警備費をそういうとんでもない方面にばかりたくさん使うから、今度の三池のようなことも起こってくるのです。暴力団に対して手薄なと、霊障一点相通ずるといふように、つかまえた者をわざわざ釈放して、親分と相談して、早く親分を逃がせ、そうしてだれが自首するか、だれが男になるか、そういうこともよく打ち合わせて来いと言わねばかりのこと

をやっているじゃないですか。費用の使い方でも、こういうことをやっているから、こういう結果になるのです。そういう点で、この次には証拠を出してやります。そうしますと、今度の三池事件が起こるといふこともこれは当然だといふことがはっきりして来ます。公安委員長、少しは警備局長なんかのやり方を監督しなければだめですよ。これだけ申し上げて、八木委員が待っておられますから、今日は終わります。

○瀬戸山委員長 八木昇君。
八木昇委員 すでに自民党、共産党の方から質問がありまして、時間も相当たつておりますので、私はできるだけ簡潔に何点かお伺いをいたしたいと思ひます。社会党といたしまして、法務委員会においても、数点はどうしても明らかにしておかなければならぬ責任がございます。実は私は一昨日の朝三池炭鉱の現場へ参りまして、けさほどこちらへ帰つてきた。従いまして、実際に現場もつぶさに見て参りましたし、いろいろな方面から話もこまかく聞いて参りました。その上に立つて数点質問をいたしたいと思ひわけでありませう。

ト帽をかぶっている。これが大体百名くらいです。それから三番目の隊は全員白はち巻をしておる。これがやはり二、三百、最後尾の隊が水色のはち巻をしておる、これが約四百人、どの隊も全部五列縦隊で、笹林公園から行進を始めてゐる。そしてその先頭の赤はち巻のデモ隊は目づつし、それから一部こん棒を持って行進をしておる。第二の黄色のヘルメット隊、これが戦闘部隊です。これが中核部隊です。これは全部手に手に一メートルぐらいの麻縄の先に、直径一寸ぐらいの鉄の新しい先のとがったかぎ型になっておるかぎをくくりつけたものを持っておる。そして第三隊の白はち巻隊が、前衛の二つの隊が戦つた間隙を縫つて、へいをおどり越えて中へ入つていく、こういう計画であつて、そうして一番最後の青はち巻隊というのは予備隊、どこから第一組合の応援隊がかけつけてくるだろう、そういう場合の衝突部隊、こういうことで非常に計画的に予定をして笹林公園からずつと行進を始めてきておるわけですね。そうして大体の状況は御報告があつておると思ひますが、大体そういう形ですつと行進をやつて参りました。何とか橋という橋ですが、その橋を渡りましてから最後に喊声をあげて突撃した、こういう経過なんです。その間先ほど志賀委員から御質問があつたが、第一組合に対しては第二組合に対しても、いろいろと話し合ひをして、木刀類その他の凶器の取り上げというやうなことをやつた、こういう御説明でございましたが、警備局長さんにお伺いをいたしますが、この二十八日のこういう事態のときに

は警察はいかなる措置をとられたか、これを承つておきたいと思ひます。

○江口政府委員 こん棒その他の取り上げ、任意提出を求めたのはこの事件があつたその後でございますが、ただいまお話をいたしました三池炭鉱事件の概要は、正直なところを申し上げまして、今お述べになつた方がむしろ詳しくいくらゐるでございませう。私の方も詳細の点について知りたいものですから、現在調査員を派遣しておるのでございませうが、まだ戻つて参りませんので、今御説明になつた点がわれわれの調査と一致するかどうかといふことをちよつとここで申し上げかねるのであります。

私の方の得ております連絡では、大体今おつしやつたやうなことに見ておりますけれども、大体、第一隊、第二隊、第三隊に分けてその中の二つが陽動作戦といひますか、ビケ隊をその方に要撃させておいて、第二隊、第三隊のうちの第一隊が妨害の少ないところから中に入るというやうな方針を立てて五百名ほど入つた、こういうふう聞いております。一番問題になりますのは、ただいま私が多少のこん棒を持つておつた者があつたやうに、それも調査中だといふことでありますが、写真報道を見まして、両方やつておりますから、持つておつたに違ひないと思ひますけれども、そういうふうにかぎのことや、それから一斉に突撃して入つていったといふふうには今のところ私は聞いておりません。

それからそのときに警察はどうしておつたかといふお話であります。警察の立場としては、先ほど申し上げました通り、両方が従来自分たちの内部で取りきめておいた通りに運ばば、そういうわあといった衝突はないはずになつてゐる。しかしながら、あやう先鋭化したといひますか、感情のかぶつてゐる部隊同士の間隙でありませうから、不測のことも起こるかもしれぬといふので、前の日から大牟田に千五百の福岡県警察官、荒尾に五百の熊本警察官を集結させておつたという状態でありませう。しかもただいまおつしやつたやうな門の中に突入といひますか、あるいは私の得てゐる報告通り二隊が陽動して一隊が大した妨害なく入つたといひますか、いずれにしてもそのことがあつたのが七時前後ではないかと私は思ひますが、そのときには大牟田署を出てさらにその現場に近い諏訪橋及び三川巡査派出所といふところに八百名近くの者が行つておつた。それがどうしてその乱闘に間に合わなかつたかといふことについては、一番問題になる点でありますから調べておりますけれども、乱闘になつたら、警察官といへども、スムーズに平地をかけるがごとく行けなかつたといふ事実、従いまして、警察官自身もへいを乗り越えて中に入つてゐるといふやうなこともございませうので、十分そういうことも考えなければならぬ。しかしながら一番根本になりましたのは、私どもの情報の取り違へであつたかも知れませんが、第二組合の行動が、私たちが得ておつた情報からすると、一時間ほど早かつたといふことで、時間的に警察官の現場出動が非常におくれたといふか、事件に接合してしかなかつたので、現場に到達したときにはほぼ乱闘が終つておつた

す。下にこんな鉄棒があつて、ここの

トを始めるまでに相当時間があります

えてみたいと思います。

のときには南門は第一組合の数百名の

いますが、私の受けております報告に

よりまず、それまでにやはり署の警備課長等が出向いて、法律に許された警告をして、絶対乱暴なことをしないということを約束しておる事実もございす。また熊本県の四山、飯南門の検問所におきましては、これはまことに残念ですが、警察は制止の措置に出たわけで、それが実力によって突破されたということはまことに遺憾ですが、これは警察官の手薄といひますか、六名の検問員がおりました。それにパトカーが一台、パトの要員が二名、計八名おったところに、ただいまおっしゃったような自動車の隊列が来て、うしろの方の何台かは止まろうとしたのですが、前の方はずっと行ったというふうに聞いておるのであります。それでだいたいまお話しのように、これらの暴力団といひますか、乱暴な一味がもとと自動車を乗り回しているのだから、その途中で何らかの措置ができるのではないかと、この疑問でございますが、これは先ほど申し上げたように明らかに凶器——短刀、ピストル等を持っておるといことが確認されますれば、本人の意思いかんにかかわらず、それは取り上げるということもできますけれども、いかに前科者でありまして、それを持てているであろうというふうな意味合いにおいてそれを提出させるということは許されないことでありまして、警戒をする以外はないわけでありす。

それからもう一つは、その連中がピケ破りに行って、そこでこらしめてやるといふような目的のもとに行動するといふことがわかっておりますれば、それはもちろん犯罪がまきに行なわれようとしているという解釈をとるべきでありますから、そこで警告及びそれに続いて制止というところに出ていくべきでありますけれども、やはりあの事件を起こした前までは、それは言葉は乱暴であつたかもしれませんけれども、主として炭住街で第一組合が第二組合の家族を村八分にすることとはけしからぬ、こういうことをやめなければ承知せぬぞといふような意味の宣伝をしつ市内を練り歩いたといふことは事実でございますので、それについては衝突しないようにとか、乱暴さたに及ばないようといふ警告はできまして、そういうことをやめろ、回ることをやめろといふことは、その時期においては言えなかつたものと私は考えております。また言うべきものでもなかつた、こういうふうな思ふのであります。

それから、警察官は、今私が疑問に思つて、さらに詳しく調べさしておりますのは、検問所を突破された警察官が八名現におるわけでありす。これが突破されてからどうしておったかといふ問題があります。これは直ちにパトカーの無電を通じて本署に連絡をしております。それと同時に正門の方に追いかけていったかどうかの問題は、これは追いかけていってない。それはなぜ行かなかつたかとなると、ピケ隊の一部に取り巻かれて、何であんな乱暴な車を、検問がでさずに通してしまつたんだといふような詰問をその場で受けておつたような状態でありす。これは見ておつた人から聞いたのですが、もっともその次で乱暴が起るといふことを予知すれば別でありすが、そうでなければ——そこを突破されたといふことに対して非常に面詰

を受けておつたといふような状態であつたやうでございます。従いまして正門前で事件が起きましたときには、すぐそれを聞きつけまして、一番近いのが、私も現場は知りませんけれども、四山巡査駐在所といふのがすぐ近くにありやうであります。そこに六名、やはり要所々に熊本県警の警察官を配置をいたしまして、六名駐在所におつた。そのうちの四名が直ちにかつて、これは中に割つて入つております。この四名がすべてけがをしまして、一人は重傷を負つたのでございすけれども、これも残念ながらそういう形において警察官の制止を聞かず、やはり実力の問題でございまして、その事故を未然にといひますか、手ざよく処置できなかったことは認めなければならぬと思ひます。それから間もなくだいたいまおっしゃつた福岡県警のパトロール、これは西鉄バスを借り上げたパトロール隊であつたやうであります。これがかけつけております。それに続いて熊本県の三百名近くの部隊がかけつけて、そして現場から五十一人の人間を荒尾署に連れていつた、こういう状況になっております。

○八木(昇)委員 今お話しのように、この十三台の暴力団の連中が四山南門に到着をします数十秒前にまず警察のパトロールが先に来ているんです。そして数十秒おくれで今の十三台がだつて来た。そのパトロールは手をあげたんだそうです。手はあげたんだけれども、それを無視して南門にそのまま来た。そして今のようにばり難言をあびせて、直ちにピケ隊に襲いかかろうとする、それを山代組長が押えるといふやうな事態の間中、そのパトロール、カーの警察官は車からおりもしないで、そのまま見ていた。それは無縁か何かで荒尾署に連絡をしておつたかどうかは知りませんが、そういう状態だつた。

そこでもう一点お伺ひしたいのは、それから数分後にはもうすぐ表門に移動して事件が起つたのですけれども、荒尾署の警察官が来るのに約二十五分かかつております。荒尾警察署は今の四山南門からほんの三分くらい位置にあるのです。一体どういふわけで、こんなに事態が急迫しておるのにそんなに手聞取るものでしょうか、その間の事情を伺ひたい。

○江口政府委員 この距離とか、時間が長くなり過ぎたかどうかといふ事柄については、先ほどの三川鉦の朝の事件とあわせてその点はつきり申し上げるのに、われわれ腹の中に入らないものがありますから、現在調査中であります。

○八木(昇)委員 まあ、いづれにいたしましても、ともかく今の久保氏が刺殺をされ、相当のけが人が出た。それに対して部落解放同盟の人たちの応援隊が来て、そして事態がおさまつた。その状態のときに、熊本県の警察隊数百名がかけつけておるのです。私もそれは非常に遺憾に思ひます。そこで私は昨日福岡県の警察本部にも参りまして、本部長ともいろいろお話をしたのですが、それは確かに不手ぎわがあつたやうに自分らにも見える。あそこがちょうど福岡県警の管轄区域と熊本県警の管轄区域の接点になっておるために、その辺の事情

があつたといふことの釈明もあつたのですが、今度のように両警察の管轄が交錯しておるやうな、こういう地域における問題として、これは公安委員長にも伺つておきたいと思ひますが、熊本、福岡両県警察の統一的な本部といひますか、何といひますか、そういうふうなものを設置せられるべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○石原國務大臣 現在のところまだそういうのがなかつたのであります。が、私は九州管区局長に連絡をとりまして、ちょうど両県警察にまたがつてあゝいう炭鉱地帯があるのであります。が、そういう点については十分気がつておるやうに、いふことを言つておつたのであります。局長も大牟田に出かけまして、いろいろ事情を聞いた指揮もしたやうでございす。あとの祭りになつたやうであります。やはり何らかのやういふ連絡、応援体制といふものは常に考へておかなければならぬのじゃないか、かやうに考へます。

○八木(昇)委員 あと二つ、三つで終わります。そこでもう一べん伺つておきます。今度のこの暴力団のいろいろやつたことのとを振り返つてみますと、今熊本県の警察で四十名くらいの人に逮捕状を出してやつておられるやうでございすけれども、これは単なる個人個人の実行行為といひますか、それういつたあるさし殺した本人を殺人容疑にする、暴行を働いた、実際の行動をした、被害を与えた個人個人、そういう実行行為をやつた者を犯罪者としてとらえるとかいふやうなことではなく、これは明らかに騒擾ではなかつた、こういうふうには私ども思ひます。白昼公然と大牟田では代表的な、

名うてのこういふ山代組、寺内組が親分を先頭に立ててこういふたふるまいに及び、そして写真があとで示されまするが、特に正門の方のビケ隊は数十人しかいないのですけれども、それが整然と腕を組んで、あらかじめ警察の方から凶器は持つなと言われたので凶器は捨てて、四山鉾の表門のビケ隊は一切こん棒も持たないのですよ。それに向かつて襲いかかっていく。しかも何千名の警察官が動員をされておる大牟田の炭鉱の周辺で、白昼公然とこういふようなことが行なわれるということとは、私どもにはどうしても理解できない。これは刑法上どうなるのか詳しくは存じませんが、騒擾罪と申しまはるか、そういう適用がなさるべきではないか。結局事をやった張本人であるところの山代組、寺内組の組長を、そういう騒擾的な意味で逮捕して厳重処罰すべきものではないか。そういった考え方に立てば、殺しをやった本人の罪も単なる殺人罪ではなくて、非常に重い刑法上の罪が課せられ得ると思うのですが、そういった点についてのお考えを、これは担当はどちらでございませうか、どなたか適当な方からお答えをいただきたいと思ひます。

○井野國務大臣 今回の事件の罪の問題につきましては、これは捜査してみなければわかりませんが、少なくとも現地におきましては、刑法二百八条の二の持凶器集合罪でございませうか、これに当たるんじゃないかということでは、令状を請求したのでありますが、裁判所は単に傷害暴行罪ということで令状を発行しておりますから、裁判所は騒擾罪というふうには見ていないんじゃないかと思ひておりますが、これらは

まだ現地にも人を出しておりますので、帰ってきていろいろな情報を聞かないと私どもには判断ができません。現在ではそういうふうな考えでおります。

○八木(昇)委員 もうちょっと専門的にその解釈を……

○竹内政府委員 騒擾という罪は、一般に一地方の静けさを害する程度に多衆集合して暴行脅迫がなされるということが条件に解釈されておりました。ただいまお話しのような事実関係から直ちに騒擾罪の適用を見るべき場合であるかどうかということにつきましては、これはなかなかむずかしいのでございませう。御承知と思いますが先般大分県の別府で、やはり暴力団同士が双方相對峙して、それぞれ凶器を持って集まった、物情騒然とした事態があつたわけにございませうが、この程度の事実につきましては、いまだ騒擾罪の適用すべき場合でないというふうに判断された実例もありませう。と同時に、御承知のように昭和二十七年のメーデーにおける皇居前広場のできごとは、これは今騒擾をもつて問疑されておるわけにございませう。なお平における事件も騒擾をもつて問疑されておる、その他騒擾をもつて問疑された事案は各地にございませうが、平につきましては、高等裁判所の判決は騒擾をもつて処罰をいたしております。しかし最高裁に係属しております、まだ最終的な判断は出ておりません。過去の事例その他法律解釈の点から申しますと、大牟田市が、いろいろ新聞報道等によりまして、かなり不安な状態になっておるとは、私どももわかるわけにございませうが、今の段階におきましては、騒擾

罪を適用して処断するという取り締まり方面の考えもまだ固まっております。先ほど大臣から申し上げました通りに、一応傷害暴行といったような線に取り扱つておるような次第であります。

○八木(昇)委員 これは私どものひが目かもしれませんが、かりに、たとえ労働団体がいくつとか日本刀とかピストルとかを持って、そうして何かそういうことをやったらとします。そういう場合には、おそらく騒擾罪でやられておると思ひます。これは逮捕状の請求をされた場合に、持凶器集合罪ということに請求をされたというところは、騒擾罪の考え方が前提をなすというか、やはりそういう考え方でも多少は入っておつたのではないかと、いふふうにも考えるわけなんです。そこで、逮捕状の請求に対して裁判所が先ほど御答弁のような判定をしたというわけにございませう、今後ずっと取り調べを進めていかれた中で、いよいよ起訴をするというふうな段階におきましては、十分やはり検討をしていただきたい。今度のこのできごとに対する検察当局のやり方が手ぬるい、これが関連をもつて将来すべてのできごと、非常に悪影響を及ぼして行くので、厳罰をもつて臨んでもらいたいという私どもの希望を申し上げておくわけにございませう。

それからもう一点は、この暴力団と会社側との関係です。志賀委員からも質問がありましたけれども、興行師だ、それが本職だ、こういう興行師なんというものは、どこの土地でもそうでしょうが、興行を打つときには大会社その他に花をもらいにいくわけにございませう。九州あたりでは花といひますが、金一封をもらいにいく、こういうことが常習的になっておりました、それから興行師というものは、やはり警察との接触はふだんから相当緊密でございませう。お互いに顔見知り、こういう事情にあるわけにございませう。そこで何ものうけにもならないのに人殺しなどをやるわけはないのですから、そうして単なる殺人罪としてやったらとしても、そのやった本人は少なくとも数年間は刑務所の飯を食わなければいけません。こんなことをやるわけはない。これはだれしも当然そういうことを考えます。暴力団と会社との関係、特に会社職員が今のように武器を提供したり何かしたという事実も明白になっておるといふところから、会社側と暴力団との関係について今後どういふふうに調べをやられる御方針であるか、この点もどなたか適当な方から御答弁を願ひたいと思ひます。

○江口政府委員 先ほど志賀委員にもお答えした通り、志賀委員は関係があると、こう断言されるものですから、それは調べの進行の経過に従わなければ申し上げられない、こう申ししたのであります。ことに武器を提供したなどということを名前をあげて言われるし、しかも告発も出ておるわけでありますから、それははっきりした線です。の通りであるかどうかということ調べていけばわかるし、その調べていく過程で会社と今おっしゃったような関係、常時における花の授受といううなものは、非常にデリケートな問題でありますけれども、とにかくやむや

にするのではなからうかという御懸念は要らないということだけははっきり申し上げられると思ひます。

○八木(昇)委員 最後に一点申し上げまして、質問を終ります。今の現地の状態はまだ非常に緊迫しておるようです。そして実に陰うつな空気が充満をしておるわけにございませう。そこでいよいよ第二組合の方は会社とも話し合いをして、そうしてきょうまでのところは強行就労というものを三日間ばかり見送つたやうであります。明日以降はいつ再び強行就労をやるかわからないという実態にあるわけにございませう。そこでこういう際に警察としてどういふ動きをされるかということ、やはり方によっては非常に大へんな事態を再度現出するということになりかねないわけにございませう。そこで現場の組合の幹部の人たちはできるだけ理性的に、再びあんないふ惨事を招かないように、今後は事態を処置したいと真剣に考えておるやうでありますけれども、下部の組合員の中の相当数は、もう非常に感情が高ぶつておる。特に首を切られる対象になっておる労働者の中には、非常な興奮状態の者がおります。でありますから、こういう状態の中におきましては、再び大へんな不測の事態が起りかねない状態に実はあるわけにございませう。特に警察に対する感情も非常に悪化しております。われわれがこういうふうな無抵抗状態でおるのに、暴力団から殺されたり、十数名の大けが人を出されたりするの、警察はどういふ不手ぎわがあつたかどうかわからないけれども、そのときには役に立たなかつた。結局自分たちは自分たちの手で守るといふよ

うな形でいきり立っておるという相当多数の第一組合員がおるといふ現状でございまして、ここで強行就労というものをやろうとされる場合に、もし警察あたりが先頭に立って、そして第一組合のビケ隊を破って、そして第二組合員を構内に入れさせるというふうな措置が万一軽々に行なわれるようなことがあると、私はこれは非常に重大な事態を起すのではないか、このように考えるわけなのです。今後警察は、第二組合の強行就労というような事態が起こる場合に、いかなる対処の仕方をしようとしておられるか、これは一つ責任者であります公安委員長から御答弁をいただきたいと思ひます。私どもとしては最も慎重に対処してほしい、こういう希望を持っております。

○石原國務大臣 先刻も申し上げたかと思ひますが、暴力団の排除といひまするか、そういう面の暴力の一掃には、今徹底的に留意してやっておるわけでありまして、それから一方労働組合といひますか、両者に対しまして、こん棒その他の、場合によつては凶器になり得るようなものの所持等を規制しまして、一切暴力というやうなものないやうに注意、警告、いろいろやっておるわけでありまして。しかし、申し上げるまでもなく、生産再開といふ会社の建前もあり、一方就労したいといふこともあり、それから一方に対しては妨害排除なり立ち入り禁止の仮処分のことまで出しておるのであります。就労したいという者が就労しようとするのをとめようとする場合には、警察として法益を守っていく立場上、当然これはやはり守っていくなければならぬと思ひます。まあ全体の治安の状況あ

るいは労働大臣なり労政の動き方等とよく緊密な連絡をとりつつ、今現地の警察当局も対処しておると思ふのであります。正当な法のもとに行動をしようとする者に対しては、これはあくまで援助する、それを妨害しようとする者に対してはこれを排除していかなければならぬ、こういう考えに立っております。

○瀬戸山委員長 本日はこの程度で散会いたします。
午後一時三十五分散会